## <特集「周術期麻酔管理の社会課題 |>

## 外国人臨床修練制度による外国人医師受け入れによる 国際交流プログラム推進

佐 和 貞 治\*

京都府立医科大学附属病院

## Promotion of International Exchange Program by Accepting Foreign Doctors Through the National Foreign Clinical Training System

Teiji Sawa

Director, University Hospital, Kyoto Prefectural University of Medicine

## 抄 録

外国人医師が日本国での臨床修練等の目的にて、一定期間において医業に携われる外国人臨床修練制度は、医師法第17条で規定された医師への医業に対する特例として昭和62年に施行された「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律」に基づく。この制度については、平成26年に法律の見直しが行われて、手続の簡素化、要件の緩和、年限の弾力化や、新たな受け入れ枠組みが追加された。京都府立医科大学附属病院麻酔科では、改定外国人臨床修練の法律に基づいて、2015年から2018年にかけて短期の臨床研修練を行う臨床修練医を3名、アジアの国々から受け入れ、また2022年には改定法で新たに追加された「教授」の枠組みで、本学提携姉妹校附属病院から1名の外国人麻酔科医を麻酔科学教室のスタッフとして採用した。この外国人臨床修練制度を活用して、外国人医師受け入れによる国際交流プログラムを一層推進することが期待される。

キーワード:国際交流,外国人臨床修練制度,外国人臨床修練医.

## **Abstract**

The foreign medical training system, in which foreign doctors are engaged in medical practice for a certain period for clinical training in Japan, was enforced in 1987 under "Law Concerning Exceptions to Article 17 of the Medical Practitioners Law Concerning Clinical Training Conducted by Foreign Doctors, etc." as a special provision for medical practice for doctors stipulated in Article 17 of the Medical Practitioners Law. This law for foreign medical training systems was revised in 2014, simplifying procedures, relaxing requirements, increasing the flexibility of terms, and adding a new acceptance framework. From 2015 to 2018, the

令和5年7月16日受付 令和5年7月16日受理

<sup>\*</sup>連絡先 佐和貞治 〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 番地 anesth@koto.kpu-m.ac.jp doi:10.32206/jkpum.132.12.843

Department of Anesthesiology, Kyoto Prefectural University of Medicine, accepted three clinical trainee anesthesiologists from Asian countries for short-term clinical training based on the revised Act on Clinical Training for Foreigners. In the revised law, we hired one foreign anesthesiologist as a staff under the "professor" framework from the affiliated hospital of our university's affiliated sister school. We expect our university to promote an international exchange program by accepting foreign doctors utilizing this foreign clinical training system.

Key Words: International exchange program, Foreign clinical training system, Foreign clinical residents.

## はじめに

### 1. 外国人臨床修練制度について

外国人医師が日本国で臨床修練等の目的にて、一定期間において医業に携われる制度は、医師法第17条で規定された医師への医業に対する特例として昭和62年に施行された「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律」に基づく、その趣旨は、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指すものである。医療研修を目的として来日した外国医師等に対して、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で診療を行うことを特例的に認

める制度であり、外国医師等が厚生労働大臣の 指定する病院において、法律施行当初は2年以 内の許可期間において厚生労働大臣の許可を受 けて、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下 に臨床修練として医業等を行うこととを可能に している.

この制度に基づく臨床修練の対象外国人医師の許可条件として,以下の3点:1) 医療に関する知識・技能の修練を目的として本邦に入国していること。2) 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。3) 外国の医師等の資格を取得後,3年以上の診療経験を有すること,が求められていた。しかしながら,この臨床修練制度については、受け入れ当事者等から

表1 臨床修練制度 改正前 (昭和62年施行時) と改正後 (平成26年改正後) の違い

		改正	<b>E前の臨床修練制度</b>	改	改正後の臨床修練制度			
• 受	入病院	•	厚生労働大臣が指定した病院	•	厚生労働大臣が指定した病			
					院+病院と緊密な連携体制			
					を確保した診療所であって,厚			
					生労働大臣が指定したもの			
• 指	<b></b>	•	厚生労働大臣が認定した医師	•	受入病院が選任した医師			
<ul><li>賠付</li></ul>	賞能力	•	患者に与えた損害を外国医師	•	受入病院が外国医師に代わ			
			本人が賠償する能力を有して		り,又は連帯して賠償するこ			
			いる場合に限り, 臨床修練を		ととした場合は, 外国医師本人			
			許可		の賠償能力を問わない			
• 外	国医師が	•	外国医師が、日本語、英語等の	•	外国医師が使用する言語は			
使从	用する言語		7 カ国語(省令で規定)のうち、		限定しない(指導医が理解・			
			いずれかを理解し, 使用する		使用できれば, 母国語で可)			
			能力を有している場合に限り、					
			臨床修練を許可					

「手続が煩雑」「要件が厳し過ぎる」等の指摘がなされ、外国人の臨床修練受け入れが進まない状況にあった。そのため、アジアの発展途上国支援や国際交流推進の観点からも、平成26年に法律の見直しが行われて、手続の簡素化、要件の緩和、年限の弾力化や、新たな受け入れ枠組みが追加された。

改正前の臨床修練制度(表1)では、対象外国 人は、臨床経験が3年以上であり、受入病院は 厚生労働大臣が指定した病院、指導医は厚生労 働大臣が認定した医師であり, 賠償能力につい ては患者に与えた損害を外国医師本人が賠償す る能力を有している場合に限り、臨床修練を許 可とされていた. 外国医師が使用する言語につ いては、外国医師が、日本語、英語等の7カ国 語(省令で規定)のうち、いずれかを理解し、 使用する能力を有している場合に限り、臨床修 練を許可とされていた。一方で、平成26年の改 定後(表1)は、受入病院は厚生労働大臣が指定 した病院+病院と緊密な連携体制を確保した診 療所であって,厚生労働大臣が指定したものと され、指導医は受入病院が選任した医師、賠償 能力については受入病院が外国医師に代わり, 又は連帯して賠償することとした場合は,外国 医師本人の賠償能力を問わないとされ, 外国医 師が使用する言語は限定しない(指導医が理 解・使用できれば、母国語で可)と変更された。

加えて, 施行当初から改定までは, 医療研修

を目的として来日した外国の医師に限って診療を行うことが認められていたが、現在、医療分野における国際交流が進む中で、例えば、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されるため、「教授・臨床研究」(表2)を目的として来日する10年以上の診療経験のある外国の医師について、当該外国の医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認することと改定された。また、この制度での許可の有効期間の更新(2年→4年)の改正も行われた。

## 2. 臨床修練枠での外国人麻酔科医師の受け入れ

公益法人日本麻酔科学会国際交流委員会では、 アジアを中心とする発展途上国の麻酔科学の発展のため、将来その国の麻酔科学を担い得る リーダーを育成することを目的に、日本での臨床研修の機会を提供する事業を2012年から開始し、ラオス人民民主共和国、ネパール連邦民主共和国、フィリピン共和国、カンボジア王国、インド共和国、ネパール連邦民主共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、タイ王国などの複数の国々から毎年最大10名の留学生を3ヶ月間の修練期間として受け入れいてきた、留学生受け入れをスムーズに行うため、

表2 改正後の臨床修練制度:「教授・臨床研究」での受け入れ枠創設

	教授・臨床研究			臨床修練				
<ul><li>外国におり</li></ul>	ける臨床経験	•	10 年以上	の診療経験がある	•	3年以上の	診療経験がある	
			こと			こと		
• 受入病院		•	大学病院, 特定機能病院, 国			厚生労働大臣が指定した		
		立高度専門医療研究センタ			病院			
			ー等(省令で規定)であって,					
		厚生労働大臣が指定したもの		臣が指定したもの				
<ul><li>責任者の</li></ul>	責任者の選任		受入病院が実施責任者を選		•	受入病院が指導医を選任		
			任		•	指導医が実	地に指導監督	
• 実施可能	な業務の範囲	•	制限無し	(処方せんの交付	•	制限無し	(処方せんの交	
			を除く.)			付を除く.)		

受入れ施設を留学生決定前に事前募集することとし、アジアを中心とする発展途上国を中心に募集を行い、受け入れ留学生決定後、応募頂いた施設に受け入れの可否を伺い、留学生と施設双方の希望及び条件が合う施設を最終受け入れ施設として決定され、本人及び受け入れ施設には一定の旅費、滞在費等の3ヶ月間の受け入れ諸費が補助金90万円として学会から支給されてきた。

京都府立医科大学附属病院は、この外国人臨床修練制度が開始された昭和62年に、外国人臨床修練施設として、厚生省に登録申請を済ませており、日本麻酔科学会の留学生臨床研修制度を利用して、2015年から2018年にかけて、以下の3名の麻酔科医師を受け入れてきた。

- ・Dr. Quang Tran Nguyen, Da Nang Hospital(ベトナム社会主義共和国),2015年5月6日~2015年7月31日
- ・Dr. Lam Tung, Thanh Hoa province general hospital (ベトナム社会主義共和国), 2017年8月1日~2017年10月27日
- ・Dr. Pipat Saeyup, King Chulalongkorn Memorial Hospital (タイ王国), 2018年8月1 日~2018年10月29日

残念ながら、この日本麻酔科学会の留学臨床 修練制度は、公益法人の行う事業として相応し くないという内閣府からの指摘が理由で2018年 度を以って海外留学生事業継続が困難となって、 たいへん残念ながら終了に至った.

# 3. 臨床教授等枠での外国人麻酔科医師の受け入れ

京都府立麻酔科学教室では、2018年に上記の 日本麻酔科学会の留学生臨床研修制度で3ヶ月 の臨床修練を行った京都府立医科大学国際学術 交流委員会を通じて姉妹校提携を行っているタ イ王国チュラロンコン大学附属のチュラロンコ ン王記念病院の麻酔科医師が、母国にて卒後10 年の臨床経験を経た状況で、改定外国人臨床修 練制度で新たに創設された「教授」の枠組みを 利用して、2022年7月より、5年間の在留VISA のもとで、麻酔科学教室助教枠で採用に至り、 更新を含めて最大2+2年間の外国人医師免許の 元で本附属病院と附属北部医療センターで麻酔 科管理の業務を担当している(図1)。

・Dr. Pipat Saeyup, King Chulalongkorn Memorial Hospital (タイ王国) 2022年7月1日〜現在(1期目:2024年3月31日まで,※新型コロナ感染症パンデミックの影響で来日が3ヶ月遅延,1期目後は更に2期目として希望に応じて2年間の追加更新可能)

受け入れた医師は、本国にて10年以上の臨床 経験があり、また母国において小児麻酔の専門 医でもあり、臨床技能的には教育スタッフとし て十分な能力を発揮している。また、教室全体 では、英語でのコミュニケーションも推進され、



図1 外国人臨床修練制度の臨床教授枠で来日し、麻酔業 務担当中のタイ王国チュラロンコン王記念病院から の医師。

また本学医学生5-6年生への英語でのクリニカル・クラークシップ実習や、英語での国際化授業も担当してくれ、大変活躍してくれている.

この制度での受け入れの注意点として、改定 外国人臨床修練制度で開始に至った「教授・臨 床研究」の枠組みでは、大学病院、特定機能病 院、国立高度専門医療研究センター等の厚労省 が指定した医療機関のみが受け入れ病院として 認可され、またその認可については、3年以上の 臨床経験で許可される「臨床修練」の研修施設 の認可とは別に、別途、厚労省への事前申請手 続きが必要となる。ただし、大学附属病院であ れば、受け入れ病院として認可されるため、京 都府立医科大学附属北部医療センターでも受け 入れ病院としての申請を2022年度に行って頂い たことで、附属病院(本院)と附属北部医療センターの両方にて麻酔業務に参画できるように なった。

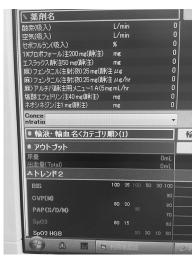
## 4. 麻酔統合情報管理システム (麻酔電子記録) や教室内事務連絡網の英語化

1) 麻酔統合情報管理システムの多言語化 京都府立医科大学附属病院麻酔科では,2015 年の外国人臨床修練医の受け入れに際して,修 練医師がより安全に担当の臨床修練指導医師のもとで麻酔業務に参画できるように麻酔電子記録には、フィリップス社麻酔統合情報管理システム(AIMS)のORSYSを用いているが、フィリップス社に依頼して、日本語表記画面からワンクリックで英語化された画面表示に代わるように多言語化を行った(図2).外国人にとっては漢字を含む日本語での読み書きは大きな障壁となってしまうため、このような多言語化機能や、自動翻訳機能が付加が、今後、医療の現場の国際化には重要になってくると考える.

### 2) 診療録(電子カルテ)の日本語の問題

改定制度になって、「外国医師が使用する言語は限定しない(指導医が理解・使用できれば、母国語で可)」ということであれば、会話はあまり問題にはならないが、診療録の読み取りや記載、特に漢字表記などが、漢字文化圏からの外国人医師を除いては大きな障壁になる。現在、勤務の外国人医師は、診療録記載の理解に関しては、その都度、スマートフォンによる文字認識変換を利用して、電子カルテ上の画面上の日本語文章を英語へ変換したりすることで、なんとか凌いでいる現状がある。最近のウェブブラ

## 日本語表記



英語表記

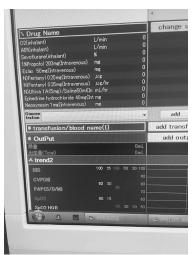


図2 Philips 社麻酔統合管理システム(麻酔電子記録)Orsysの日本語表記モードと英語表記モード

ウザの機能のように、自動翻訳機能が切り替えられられれば、より障壁が下がるであろう.

外国人医師を臨床スタッフとして受け入れる場合、教室として、外国人スタッフが少なくとも英語で事務連絡等を受けられる運営体制を整備することが望ましい。日本人教室員への事務連絡や通知は、従来はスマートフォン等の携帯端末から利用できる Social Network Service (SNS) である Microsoft Yammer を用いて用いて行ってきた。2022年の外国人スタッフの受け入れに伴い、SNSを Line Worksの非営利団体(NPO)向け特別プランLine Worksに乗り換えた。Line Worksには、日本語⇔英語の自動翻訳機能があり、日本語は英語へ、英語は日本語へリアルタイムに翻訳されて表示されるため、漢字を含む日本語での通知でも外国人へのコミュ

ニケーションが保持されるようになった (図3). ただし、日本語の主語省略や、敬語と受動態の 鑑別が困難なことなどの日本語の文法の曖昧さ 困難なところなど、意図が伝えられない自動翻 訳が起こることは、正確な自動翻訳につながる 日本語の書き方を発信者が注意する必要がある.

#### 5. 制度の課題

## 1) 受け入れの事務手続き

平成26年の「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律」の改定により、厚生労働大臣の認定が必要であった外国人修練医師受け入れについてが、各受入施設の病院長の認定に移管されたなど、相当に受け入れの手続きの簡素化が図られたとはいえ、依然に相当な事務手続きが必要である。医療施設の診療科(医局)等で対応するには、事務仕事量は大きな負担であり、外国人医師との事務手続きのやり取りや、派遣国の医師免許の日本



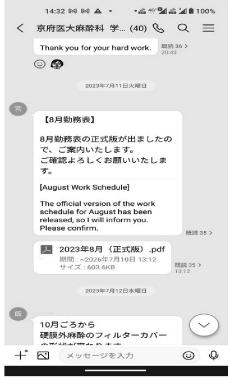


図3 スマートフォンでのLine Worksによる教室内事務連絡等.日本語 ⇔ 英語自動翻訳機能

語訳を用意したり、受け入れ教室の責任者が直接に入国在留管理局へ伺って在留資格の窓口申請を行う必要など、特殊な業務を求められる状況にある。当初、法律改定後に臨床修練医の1例目の受け入れ事務では、就労ビザではない外務省の管轄である「文化活動資格」で入国する外国人医師に対して、厚生労働省の管轄である医師免許の発行が行われるという仕組み自体を、在留資格発行の担当部署である総務省の所轄である入国在留管理局の窓口担当者自身も、制度の理解が追いついておらず、たいへんな時間を要した。受け入れ施設でのインターナショナル・オフィスなどの専門部署による専門担当事務職としての業務の確立が望ましいところである。

## 2) 臨床修練の給与

臨床修練資格のなかで法律改定後も「臨床修練」での本邦での受け入れには、就労ビザではなく「文化活動資格」に該当するビザで入国することになる。「文化活動」資格は非就労が条件であるがためか、臨床修練外国人に給与などの報酬を支払うことはできない制度になっている。この制度は、外国人を臨床修練医として、医業に就労させながら給与が出せないという大きな矛盾を抱えた制度である。奨学金等が払われることで、事実上は給与に相当するものが補填さ

れて、留学生の経済的な支援に繋がっている側面はあるものの、逆に言えば奨学金等がない場合は、この制度を利用して外国人を受け入れることはかなり困難であり、またたとえ奨学金無しで受け入れることが可能であっても、臨床研修や修練においても日本人であれば給与が当場に払われていることを考えれば、外国人臨床に払われていることを考えれば、外国人臨床として取り扱うこの制度は、悪しき制度として国際的にも批判を受けて現在、政府において見直しが検討されている外国人技能実習制度にも劣るような雇用関係が前提となったがある。

一方で、平成26年の改定後に新たに創設された「教授・臨床研究」としての枠組みでの受け入れの場合、例えば大学職員(あるいは研究職)枠を用いて受け入れられる余裕が受け入れ施設にあれば、大学教員(研究職員)としての受け入れが可能であり、正規の給与を支払うことも可能となり、今後、この「教授・臨床研究」採用枠を利用した外国人医師の受け入れ推進が期待されるところであろう。

開示すべき潜在的利益相反状態はない.

## 文献

1) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七 条等の特例等に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=362AC 0000000029 (2023年7月14日アクセス)

2) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七 条等の特例等に関する法律施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=362M 50000100047(2023年7月14日アクセス)

## 著者プロフィール ―



佐和 貞治 Teiji Sawa

所属・職:京都府立医科大学附属病院長

略 歷:1985年3月 京都府立医科大学卒業

1985年 5 月 京都府立医科大学附属病院麻酔科研修医

1987年 4 月 近江八幡市民病院麻酔科医員

1988年7月 京都府立医科大学麻酔科学教室助手

1994年7月 カリフォルニア大学サンフランシスコ校心臓血管血管研究所 研究員

1999年6月 カリフォルニア大学サンフランシスコ校麻酔周術期科助教授

2002年7月 カリフォルニア大学サンフランシスコ校麻酔周術期科准教授

2006年1月 京都府立医科大学麻酔科学教室教授

2015年 4 月 (兼務) 京都府立医科大学附属病院副院長

(兼務) 同附属病院中央手術部部長, 医療安全管理部部長

2021年 4 月 (兼務) 京都府立医科大学副学長

2023年4月 京都府立医科大学附属病院長(専従)

専門分野:麻酔科学,集中治療医学,医療安全管理学

趣 味:ジャズ (アナログレコード), コンピュータプログラミング (JAVA, Processing, Python)

そ の 他:京都府立医科大学体育会系ヨット部